

	現行	分譲時点	管理組合の管理者等が 選任されたとき
申請者	管理組合の管理者等	拡充 <u>分譲事業者</u>	<u>分譲事業者</u> ※申請にあたっては、 <u>管理組合の管理者等の同意</u> を得ることが必要
手続規定	法第5条の15第1項 〔法第5条の18第1項 法第5条の19第1項〕	法第5条の15第2項 〔法第5条の18第1項 法第5条の19第1項〕	法第5条の20第1項の規定による法第5条の19第1項
認定基準※	基本方針別紙2による	基本方針別紙3による	基本方針別紙2による
	(1) 管理組合の運営		(1) 管理組合の運営
	(2) 管理規約	(1) 管理規約の案	(2) 管理規約
	(3) 管理組合の経理		(3) 管理組合の経理
	(4) 長期修繕計画の作成 及び見直し等 (⑧：適用なし)	(2) 長期修繕計画の案の 作成及び見直し等	(4) 長期修繕計画の作成 及び見直し等 (⑧：適用あり)
	(5) 良好な居住環境の 維持及び向上	(3) 良好な居住環境の 維持及び向上	(5) 良好な居住環境の 維持及び向上
		(4) マンションの管理の適切 かつ円滑な引継ぎ	
	(6) その他	(5) その他	(6) その他

※法第5条の16（認定基準）、同法施行規則第1条の10及び第1条の11（国土交通省令で定める基準）は、記載を省略しています。